

平成24年5月18日

保護者の皆様へ

五條市立西吉野小学校  
校長 藤井利夫  
(公印省略)

## 警報発令時の措置について

平素は、本校教育に対しまして、深いご理解とご協力を頂きありがとうございます。  
標記の件につきましてお知らせ致します。

### 大雨・洪水・暴風・大雪警報等が発令された場合の措置について

午前7時現在において「五條市北部」に警報が出されているときは休校となり、以後解除されてもその日は休校です。

#### 〈参考〉

##### 「五條市北部」に警報が出されているときの確認方法

1. NHKテレビ(6時50分から7時に放送)  
(民放では、詳細な五條市北部については、放送されないことがあります。)
2. 携帯電話(ドコモ・AU・ソフトバンク)からは、国土交通省防災情報提供センターのホームページから確認することができます。  
<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>から、  
次のように進んで下さい。  
「気象警報・注意報」－「近畿」－「奈良県」－「全市町村一覧」  
－「五條市」－「五條市北部」
3. パソコンからは、奈良地方気象台ホームページから「奈良県の警報・注意報」－「発表状況一覧」と進んで下さい。

## 1. 五條市北部に『警報』が発令された場合

○午前7時現在『警報』が発令されている場合

その日は、全日臨時休校とします。（スクールバスは運行されません。）

※NHKテレビ（6：50頃から7：00に放送されます気象情報）により、ご家庭において確認してください。

※学校からの連絡はありませんので、特にご注意ください。

※午前6：30を過ぎて、『警報』が発令されていることを確認できた場合は自宅で待機し、7時現在『警報』が引き続き発令されているかどうかを確認してください。

## 2. 五條市南部に『警報』が発令された場合

○午前7時現在『警報』が発令されている場合

関係機関と協議の上、スクールバスが運行されない場合、大塔町の児童は自主学習となります。この場合、学校より連絡します。

## 3. 近隣の市町村に『警報』が発令された場合でも、本校区において影響が特に大きいと学校長が判断した場合。

○状況により、臨時休校または、始業時間を遅らせる措置をとることがあります。

その場合は、学校より、メール・電話（分団連絡網）等によって、各ご家庭に連絡します。

## 4. 児童が登校途中に『警報』発令を知った場合。

○スクールバスが運行されている場合（警報が午前7時以降に発令された場合）は、スクールバスに乗って登校する。（近くに電話があれば、学校へ連絡をとり、指示を受けてもよい。）

## 5. 児童が登校した後に『警報』が発令された場合。

○学校長の判断により、安全面も考えたうえで、臨時下校等についての措置を決定します。

## 6. 『警報』等の発令はないが、児童の登校途中に危険が予測される場合。

○通学路（児童の登校途上）において、河川の増水や崖崩れなどの危険が予測される場合、保護者は登校を見合わせるなど、適切な措置を講じてください。

なお、その場合は危険個所の詳しい状況等について、ご連絡をお願いします。

西吉野小学校 ☎ 0747-32-0004

## 大雨等により通学道路の通行が規制(通行止)された場合の対応について

大雨等により、通学道路の通行が規制（通行止）された場合は、下記のように対応しておりますのでお知らせいたします。各ご家庭におかれましては、ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 児童の通学道路（国道または県道）が、大雨等により『通行止』になった場合

##### (1) 午前6時現在、生徒の通学路に『通行止』の規制が発令された場合

###### ①国道 168号線（宗川野～十津川村七色間）通行止の時

- ・学校から該当する家庭へのみ、「自宅で待機するように」と分団連絡網を通じて、電話により連絡します。

###### ②県道（下市～宗川線）、県道（勢井～宗川野線）、県道（赤滝～五條線）、県道（平

原～五條線）、国道168号（生子～宗川野間）も通行止となった場合

- ・該当路線の児童だけでなく、全校児童に対して、「自宅待機」の指示をする場合があります。連絡は分団連絡網を通じて電話で行います。

※連絡内容をよく確認するとともに連絡網をよく確かめて、連絡が最後の家庭まで、確実に届くようにしてください。

##### (2) 午前7時までに、『通行止』の規制が解除された場合

###### ◎平常どおり授業を行います。

- ・学校から該当家庭へ、「〇〇時より授業を行います。」「スクールバスは、始発

場所を始発時間の1時間遅れで出発します」などの内容を、分団連絡網を通じて電話により連絡します。ただし、連絡するのは、(1)で連絡した家庭のみです。

※連絡内容をよく確認するとともに連絡網をよく確かめて、連絡が最後の家庭まで、確実に届くようにしてください。

##### (3) 午前7時を過ぎても、『通行止』の規制が解除されない場合

###### ◎午前6時現在で連絡した「自宅待機」を「自宅学習」に切り替えます。

※連絡内容をよく確認するとともに連絡網をよく確かめて、連絡が最後の家庭まで、確実に届くようにしてください。

#### 2. 児童の通学路が、土砂崩れ等により『通行止』となった場合

##### ◎道路状況を把握できた時点で、登校についての指示をします。

- ・迂回路の有無やその他の条件が、通行止め場所によって異なるので、支所の担当課とも連絡をとったうえで、該当する児童の家庭へ、登校方法などについての指示や連絡をします。

・できるだけ、分団連絡網を活用したいと思いますが、該当児童数の関係で、分団連絡網によらない場合もあります。

※連絡方法などをよく確認して、連絡が最後の家庭まで、確実に届くようにしてください。

※ご家庭では、学校より早く土砂崩れ等の状況を把握されることが多いと思いますので、「土砂崩れ等により『通行止』になっている」旨をお知らせいただければ、大変ありがたいと思います。

3. その他、学校からの指示や連絡があった場合は、それに従ってください。

(給食中止のとき 雨量規制時 連絡体制)



